

1 介護サービスに関する消費税の取扱い等について

1) 食費・居住費の平均的な費用額について

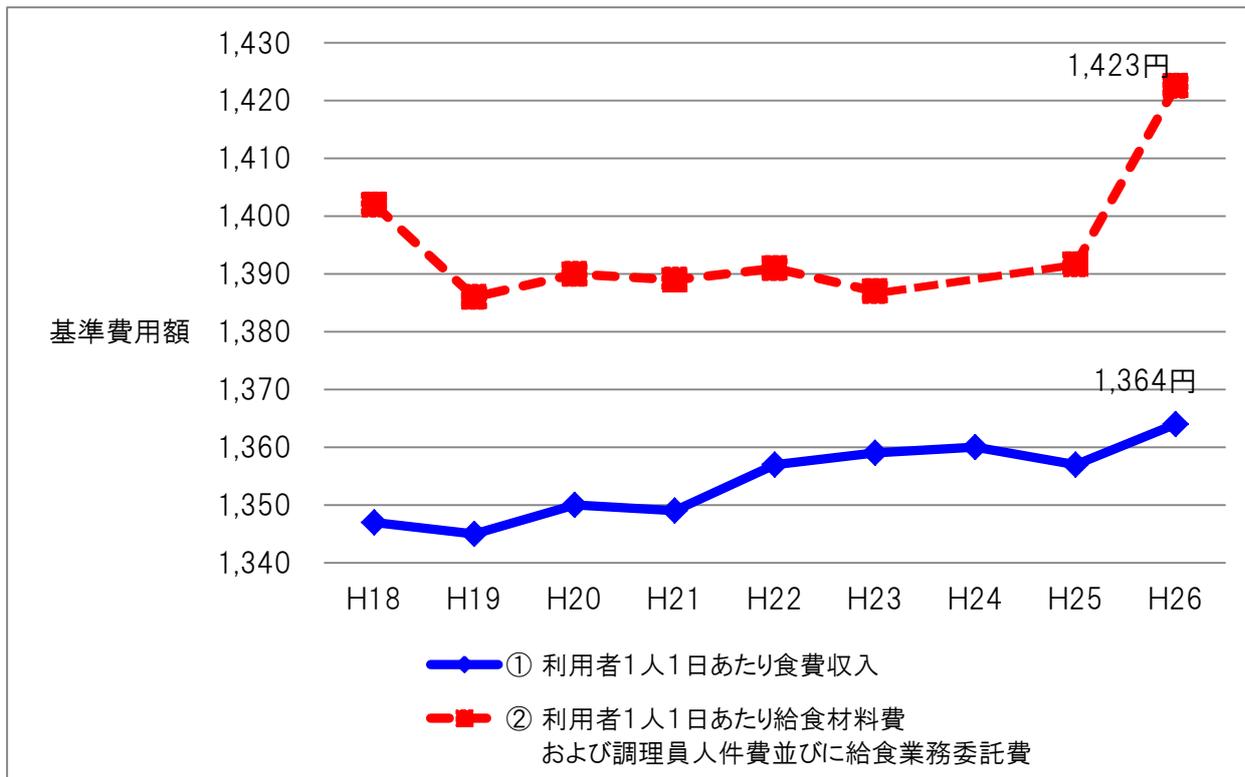
ア. 食費について

- 平成 17 年度の食費・居住費の利用者負担化に伴い、食材料費、調理員の人件費、食器・調度品などの消耗品相当を食費として設定しており、基準費用額が定められている。
- 物価高騰に伴い給食材料費、調理に要する費用（人件費・委託費等）は、利用者 1 人 1 日あたり平均約 1,428 円となっている一方、食費収入は約 1,364 円となっており、差額 59 円（定員 80 名であれば年額約 176 万円相当）を事業者が負担している（図 1）。
- また、所得段階が第 4 段階以上の利用者に対する食費は施設側で設定することが可能であるが、多くの施設が基準費用額（1,380 円）で設定をしている結果 1,364 円程度で推移しており、特養に入居する利用者の約 8 割が第 3 段階の者である（図 2）ことを踏まえれば、基準費用額があがらなければ、食費収入はあがらないこととなる。
- 以上を踏まえ、**消費税増税を勘案して基準費用額を増額すべきである。**
- なお、消費税率が 8% に引き上げられた際に食費の基準費用額の増額は見送られているが、この際、参照した介護事業経営概況調査の数値は、介護老人福祉施設だけではなく、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を含む平均値となっている（図 3）。**抽出にあたっては施設類型毎に行い、実態に即した設定が必要である。**

イ. 居住費について

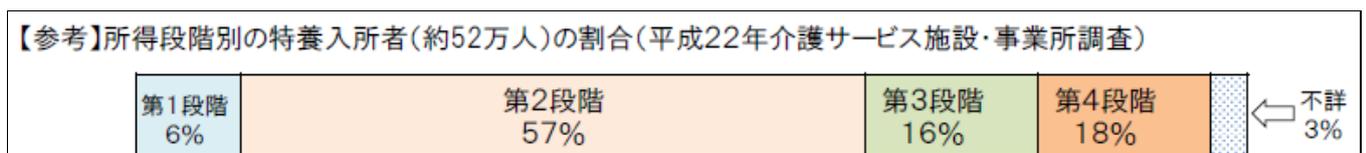
- 平成 27 年度改定において、従来型多床室のみ基準費用額が改定されたが、**従来型個室及びユニット型個室についても基準費用額の増額が必要である**（図 4）。

(図1) 食費は急上昇しているが、1人あたり食費収入は基準費用額に抑えている



※ 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 「介護老人福祉施設等 平成26年度 収支状況等調査」
 ※ H24年は集計をしていないが、H25以降の「調理員人件費」については、常勤・非常勤各調理員の平均の常勤換算数と年収及び年間延べ利用者数から推計した。

(図2) 特養入所者の約8割は、所得段階が第3段階



※ 第112回 社会保障審議会 介護給付費分科会 (平成26年10月29日)

(図3) 厚労省調査は全施設類型の平均のため、実態と乖離がある

	厚生労働省 H25.7 介護事業経営概況調査	全国老施協 H23 収支状況等調査	全国老施協 H24 収支状況等調査
食費	40,283 円	42,165 円	42,681 円
うち調理員等	23,532 円	18,818 円	19,395 円
1日あたり	774 円	619 円	638 円 (委託のみ)
うち材料費等	16,751 円	23,347 円	23,286 円
1日あたり	551 円	768 円	766 円

(図4) 光熱水費は従来型・ユニット型ともに上昇

